

2020年7月22日

受益者の皆さまへ

フィデリティ投信株式会社

「フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド」の 分配金について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は「フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド」（以下「当ファンド」）に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは、第192期（2020年7月22日）の決算を迎え、分配金をこれまでの30円から20円（1万口当たり／税込）に変更することと致しました。

当ファンドの総合収益（トータル・リターン）は長期的に堅調に推移しております。しかし、安定した収益分配を継続するとともに、中長期的な基準価額の上昇を目指すために、この度分配金を引き下げることと致しました。

次ページ以降におきまして、分配金の引き下げの背景や当ファンドの運用状況等について、Q&A形式でご説明致しますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

引き続き、投資信託財産の成長を図ることを目標に運用を行ってまいりますので、今後とも当ファンドに一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

フィデリティの 分配金決定の考え方

- ◆ 分配金は、ファンドの運用成果である総合収益（トータル・リターン）を主たる判断基準として決定します。
- ◆ 総合収益（トータル・リターン）は短期ではなく中長期のトレンド、今後の予想、投資環境などを勘案して判断します。
- ◆ 分配金の頻繁な変動をさけるため、中長期的な分配水準の安定性を考慮して判断します。



（フィデリティ投信のHP）

- ◆ 分配金の引き下げの背景や運用状況等についてご説明した動画を7月29日（水）より公開いたします。
- ◆ 左記のQRコードもしくは下記URLよりご覧いただけます。

<https://www.fidelity.co.jp/videos/market-report/div2007video-ushy-1594795856282>

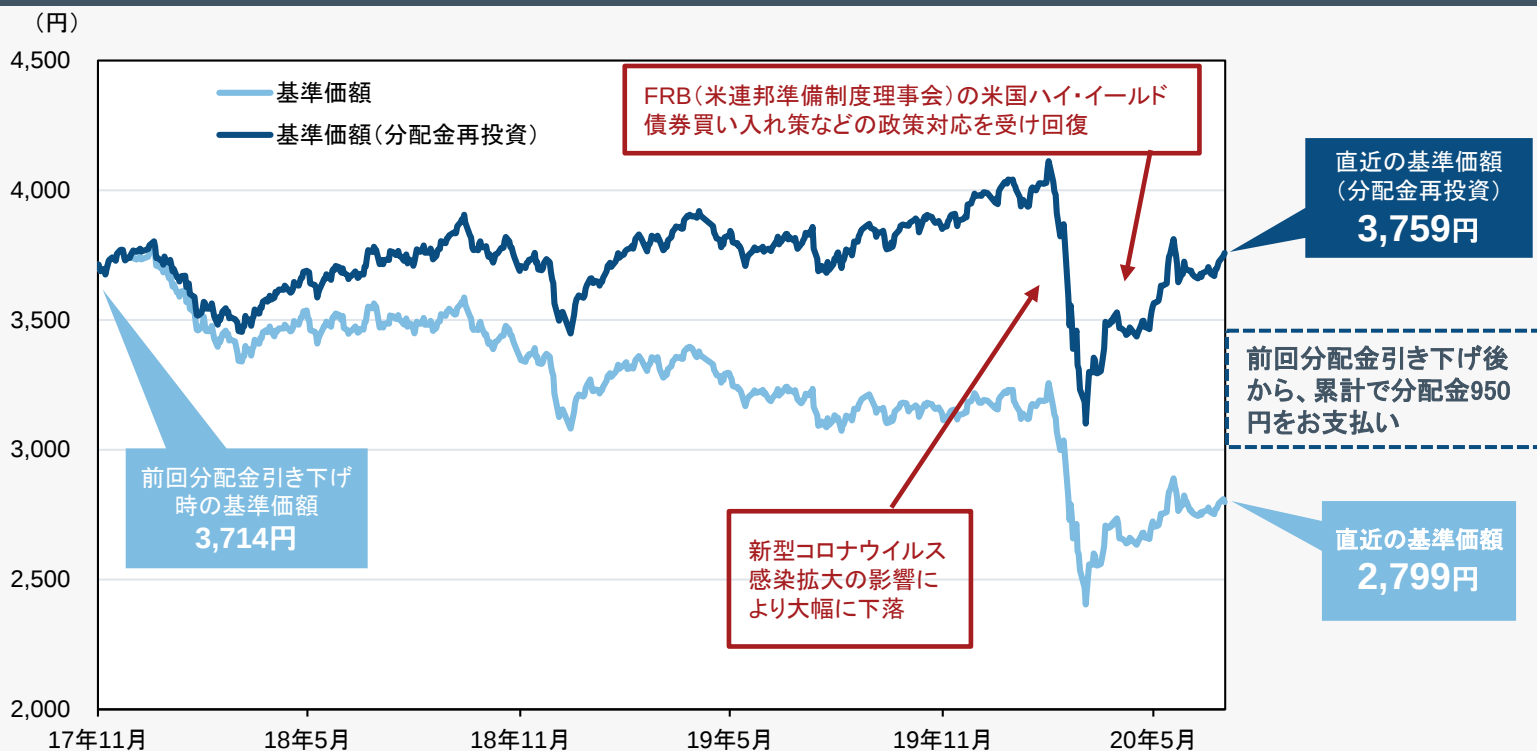
Q1

分配金を引き下げた理由を教えてください。

当ファンドの総合収益(トータル・リターン)は、設定以来、長期的には堅調に推移してきましたが、**足元では分配金のお支払いなどにより、基準価額の水準が低下しています。安定した収益分配の継続と、中長期的な基準価額の上昇を目指すため、分配金を引き下げること**といたしました。

- 当ファンドの運用実績を示す**基準価額(分配金再投資)**は、前回の分配金引き下げ(2017年11月22日)以降、安定的に推移してきましたが、2020年3月に新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け下落しました。3月下旬以降は回復傾向にありますが、**前回の分配金引き下げ時から、ほぼ横ばいの水準**となっています。
- 一方で、**当該期間中に累計で950円の分配金をお支払いしたことなどにより、基準価額の水準が低下してきているため、安定した収益分配を継続するとともに、中長期的な基準価額の上昇を目指すために、分配金を引き下げること**といたしました。

当ファンドの基準価額と基準価額(分配金再投資)の推移 前回分配金引き下げ日(2017年11月22日)～直近(2020年7月22日)



(注)フィデリティ投信作成。基準価額(分配金再投資)は、前回分配金引き下げ時の基準価額3,714円としてスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および収益分配金にかかる税金は考慮していません。基準価額は運用管理費用控除後のものです。

前回分配金引き下げ時(2017年11月22日)、直近(2020年7月22日)の 基準価額、基準価額(分配金再投資)および変化額

	前回分配金 引き下げ時	直近	変化額
基準価額 (分配金再投資)	3,714円	3,759円	+45円
基準価額	3,714円	2,799円	-915円

(注)フィデリティ投信作成。基準価額(分配金再投資)は、前回分配金引き下げ時の基準価額3,714円としてスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および収益分配金にかかる税金は考慮していません。基準価額は運用管理費用控除後のものです。

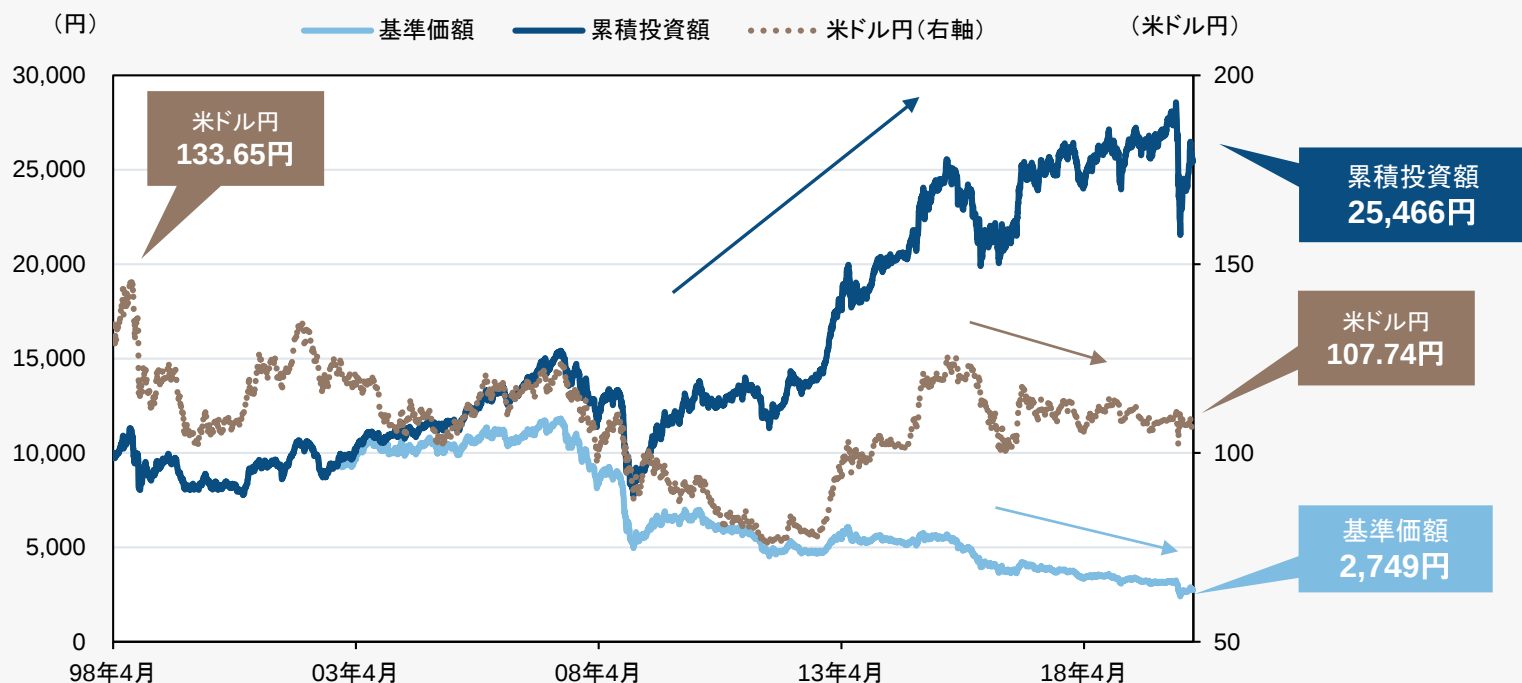
Q2

ファンドの運用実績について教えてください。

1998年4月の設定以来、相対的に高い金利収入の蓄積効果によって累積投資額（ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額）は堅調に推移し、直近月末（2020年6月末）で25,466円と**設定来で約155%（年率4.38%）の上昇**となっています。

- 直近月末までの**10年で見ると**、良好な企業業績・経済環境を背景とした米国ハイ・イールド債券市場の上昇と、アベノミクスによる大幅な円安により、累積投資額は約102%上昇と、**2倍以上**となりました。
- 直近月末までの3年および5年の累積リターンでもプラスではあるものの、ドル円の為替レートについて、**特に5年で10%以上の円高が進行**したことが、リターンの重石となりました。

基準価額・累積投資額・米ドル円為替レートの推移 1998年4月1日（ファンド設定日）～2020年6月30日（直近月末）



直近月末までの各期間累積リターン、米ドル円為替レートおよび変化率（2020年6月末基準）

	3年	5年	10年	設定来	直近月末値
ファンド	1.07%	3.43%	102.49%	154.66%	
米ドル円	112.00	122.45	88.48	133.65	107.74
米ドル円の変化率	-3.80%	-12.01%	21.77%	-19.39%	

ポートフォリオの特性値（2020年6月末基準、マザーファンド・ベース）

	最終利回り	修正 デュレーション	銘柄数	平均格付
ファンド	7.7%	4.4	539	B

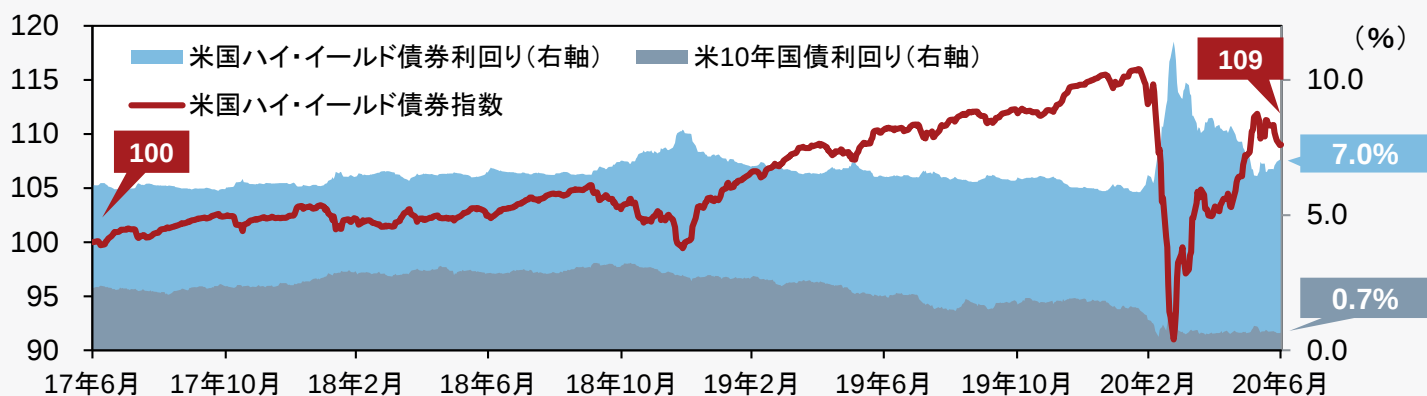
（注）フィデリティ投信作成。累積投資額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および収益分配金にかかる税金は考慮していません。基準価額は運用管理費用控除後のものです。為替は三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用。ポートフォリオの特性値は速報値であり今後修正される可能性があります。格付は、S&P社もしくはムーディーズ社による格付を採用し、S&P社の格付を優先して使用しています。平均格付は、基準日時点においてファンドが保有する有価証券にかかる信用格付を加重平均したものであり、当ファンドにかかる信用格付ではありません。

Q3

足元の市場動向について教えてください。

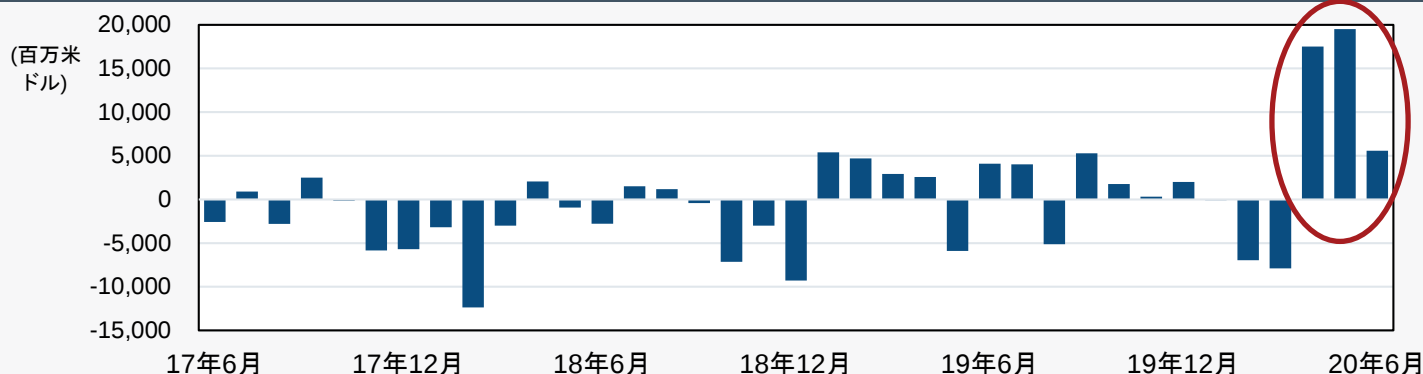
- 米国ハイ・イールド債券指数(米ドルベース)は、2020年2月末までは米国の底堅い経済状況などを背景に堅調に推移しました。2020年3月に、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から大幅に下落しましたが、その後FRBによる一部のハイ・イールド債券の買取を含む、大規模な政策対応がなされたことで、足元にかけては反発が見られています。
- 利回りの観点からは、米10年国債の利回りが大幅に低下し6月末時点で0.7%となっているのに対して、米国ハイ・イールド債券は7.0%の利回りとなっています。米国ハイ・イールド債券の主要債券と比較して相対的に高い利回りは、投資家の資金流入につながっています。
- 米国ハイ・イールド債券市場への資金流出入動向を見ると、当局による政策対応や相対的に高い利回りなどを背景に、2020年4月から6月にかけて資金流入が続いています。

米国ハイ・イールド債券と米10年国債の利回り、米国ハイ・イールド債券指数(米ドルベース)の推移



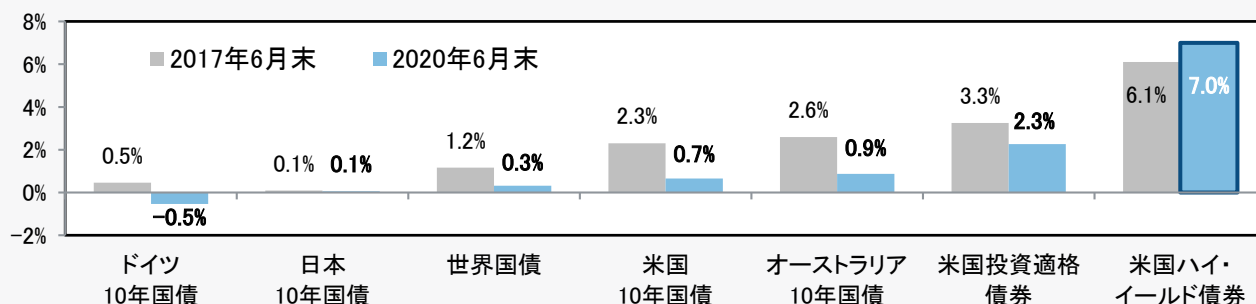
(注) RIMESよりフィデリティ投信作成。期間は2017年6月末～2020年6月末。米国ハイ・イールド債券指数は期間初を100として指数化。使用指数は最終ページに掲載。

米国ハイ・イールド債券市場への資金流出入(月次ベース)



(注) Refinitivよりフィデリティ投信作成。2017年6月～2020年6月。資金流出入累計は米国籍の米国ハイ・イールド債券ETFとミューチュアル・ファンドによる流出入合計値。

主要な債券の利回り比較(2017年6月末および2020年6月末時点)



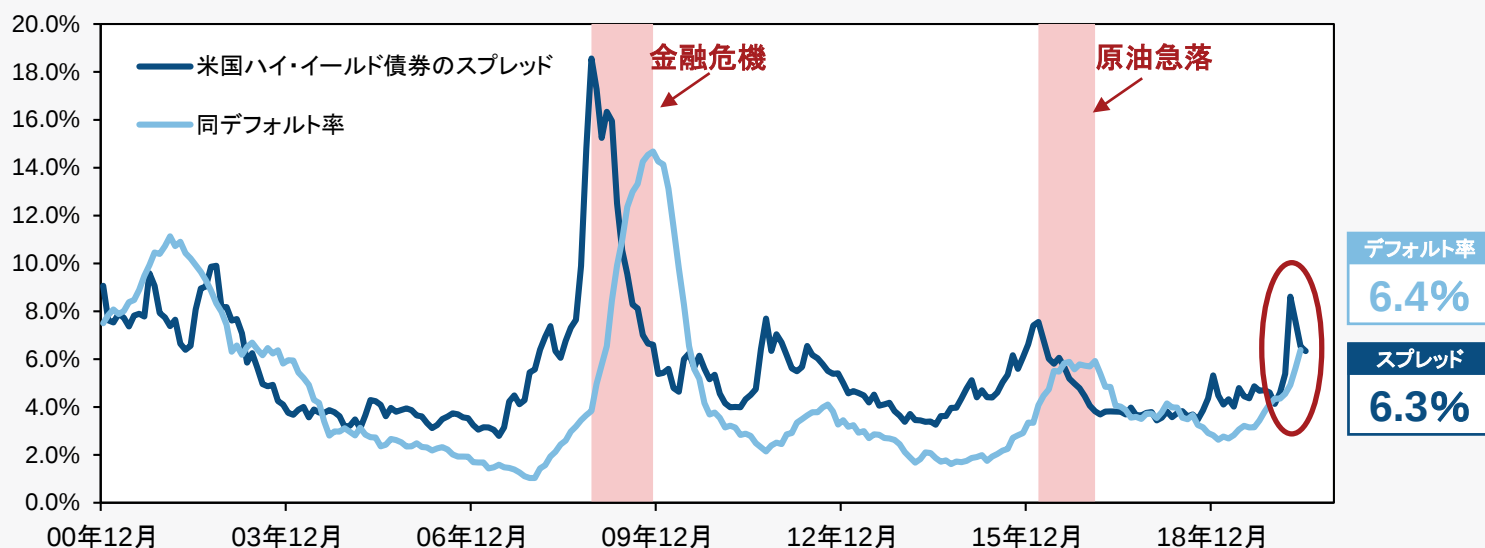
(注) RIMESよりフィデリティ投信作成。世界国債はFTSE世界国債インデックスを使用。米国投資適格債券はICE BofA USコーポレートインデックス。

Q4

今後の見通しについて教えてください。

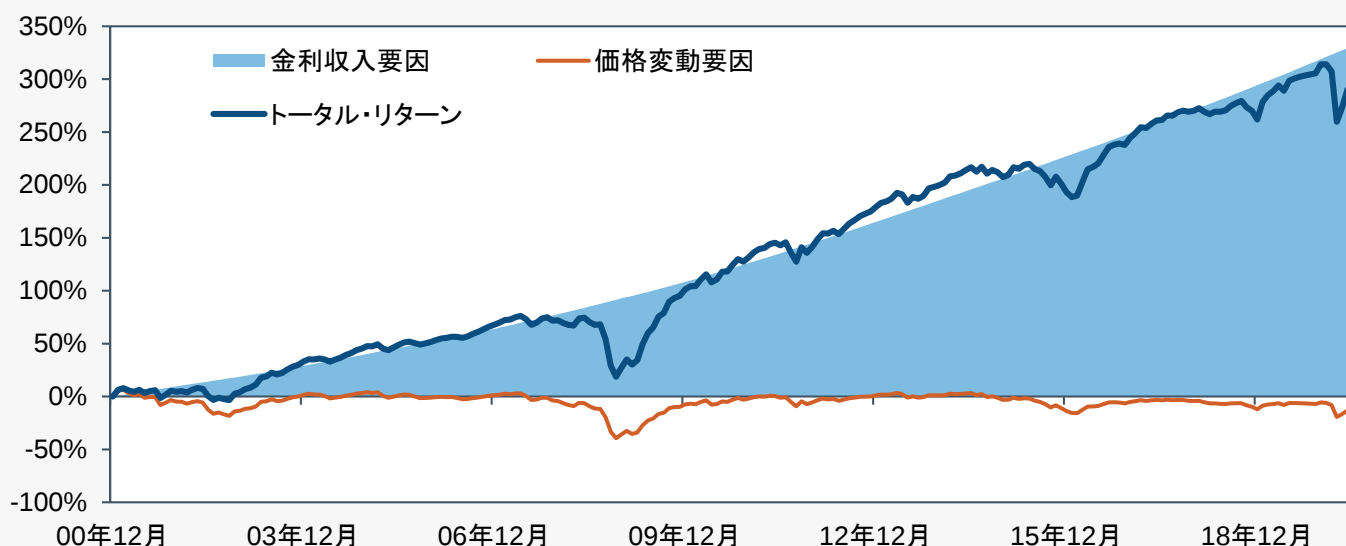
- 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、米国ハイ・イールド債券市場における**デフォルト（債務不履行）率は6.4%**（2020年5月末現在）まで上昇してきており、**今年末には10%を超える水準まで上昇すると見込まれます。**
- しかしながら、過去のデフォルト率と米国ハイ・イールド債券の**スプレッド**（国債に対する上乗せ金利幅）の推移を見ると、スプレッドの拡大（米国ハイ・イールド債券の利回り上昇＝価格は下落）はデフォルト率の上昇に概ね1年先行していました。今回もスプレッドは既に拡大から縮小（米国ハイ・イールド債券の価格が上昇）に転じており、**今後の一定のデフォルト率上昇は市場に織り込まれてきた**と考えられます。
- 米国ハイ・イールド債券の**長期的な上昇には確実に積み上がる金利収入が大きく寄与**しており、米政府や金融当局の積極的な政策対応と合わせて、市場の下支え要因になると考えています。

米国ハイ・イールド債券のスプレッド・デフォルト率の推移



(注) RIMES、Moody'sよりフィデリティ投信作成。期間は2000年12月末～2020年6月末（デフォルト率は2020年5月末まで）。スプレッドは、米国ハイ・イールド債券と米10年国債の利回りの差。デフォルト率はMoody'sより（過去12カ月、発行体ベース）。使用指数は最終ページに掲載。

米国ハイ・イールド債券の収益要因分解



(注) RIMESよりフィデリティ投信作成。期間は2000年12月末～2020年6月末。米ドルベース。金利収入要因はトータル・リターンのうち各期の金利収入に該当する部分を積み上げたもの。使用しているデータは指数であり、ファンドのデータではありません。

Q5

分配金が引き下げられたということは、今後の当ファンドの運用実績に期待できないということですか？

運用実績を確認するためには、累積投資額を見ることが重要です。分配金はあくまで運用成果の一部としてお支払いしているものであり、分配金だけで運用実績の良し悪しを判断することはできません。

- ファンドの運用実績は、基準価額の変動と設定以来お支払いした分配金を再投資したものの合計で評価されます。
- 当ファンドの運用実績である累積投資額（ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額）や、累積リターン（収益分配金を再投資することにより算出された収益率）は、当ファンド設定以来、長期的に堅調に推移しています。また前述の通り（Q4を参照）、短期的なリスク要因はあるものの中長期的には底堅い推移を続けると考えられます。
- なお当ファンドの累積投資額や累積リターンは、毎月発行される月次運用レポートでご確認いただけます。
- 分配金は、ファンドの純資産から支払われます。分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は低下します。分配金が減少した場合、引き下げられた分配金相当額は、ファンドの純資産に留保されますので、基準価額のプラス要因となります。

Q6

分配金はどのように決められるのですか？

収益分配方針に基づき決定されます。

毎決算時に、原則として以下の収益分配方針に基づき分配金額が決定されます。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

Q7

分配金が今後変更されることはありますか？

分配金は収益分配方針に基づき決定され、今後見直しが必要と判断された場合には変更されることがあります。

- 毎決算時に収益分配方針に基づき分配金額が決定されます。基準価額の水準や投資環境等を総合的に勘案し、見直しが必要であると判断された場合には、分配金額を変更する場合があります。

Q8

分配対象収益（分配原資）はどのような状況ですか？

第192期（2020年7月22日）時点の分配対象収益は、1万口当たり771.47円*です。

※運用報告書発行前の数値であり今後変更される場合があります。

- 分配金は分配対象収益だけでなく、収益分配方針に基づき決定されます。

フィデリティ・ USハイ・イールド・ ファンド

追加型投信／海外／債券

投資方針

- 1 米ドル建て高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を中心に分散投資を行ない、高水準の利息等の収入を確保するとともに、値上り益の追求を目指します。
- 2 格付けに関しては、主に、Baa格（ムーディーズ社）以下またはBB格（S&P社）以下の格付けの事業債に投資を行ない、一部、格付けを持たない債券や、米国以外の国の発行体の高利回り事業債を組入れることもあります。
- 3 銘柄選択に関しては、個別企業分析により判断します。
- 4 個別企業分析にあたっては、アナリストによる独自の企業調査情報を活用し、個別の企業の信用分析と現地のポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- 5 高利回り事業債の組入率は原則として高位を維持します。
- 6 原則として外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。
- 7 マザーファンドの運用にあたっては、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシー*に、運用の指図に関する権限を委託します。

※「フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド」は主としてマザーファンドに投資を行ないます。上記の投資方針はファンドの主要な投資対象である「フィデリティ・USハイ・イールド・マザーファンド」の投資方針を含みます。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

*当該運用の委託先は2020年1月1日付でフィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニーから名称を変更しています。

ファンドの主なリスク内容について

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

主な変動要因

価格変動リスク

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

信用リスク

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。なお、ハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債に投資を行なう場合には、上位に格付された債券に比べて前述のリスクが高くなります。

金利変動リスク

公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。

為替変動リスク

外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

エマージング市場に関わる留意点

エマージング市場（新興諸国市場）への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

ベンチマークに関する留意点

ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- 1 ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、それぞれの投資者ご自身の個別元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 2 分配金は預貯金の利息とは異なり、分配金支払い後の純資産は減少し、基準価額の下落要因となります。
- 3 分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落します。

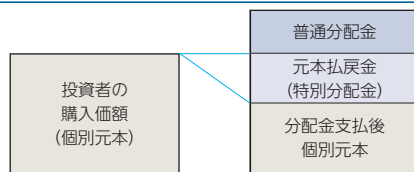
分配方針や頻度の異なるコースが存在する場合は、投資者は自身の選択に応じて投資するコースを選択することができます。販売会社によってはコース間でスイッチングが可能です。

- 1 投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

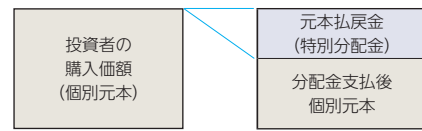
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

ファンドの購入価額は、個々の投資者によって異なりますので、投資期間全体での損益は、個々の投資者によって異なります。

分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



●「個別元本」とは、追加型投資信託の収益分配金や解約(償還)時の収益に対する課税計算をする際に用いる個々の投資者のファンドの購入価額のことを指します。

●「普通分配金」とは、個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

●「元本払戻金(特別分配金)」とは、個別元本を下回る部分からの分配金です。実質的に元本の払戻しに相当するため、非課税扱いとなります。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

- 2 分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

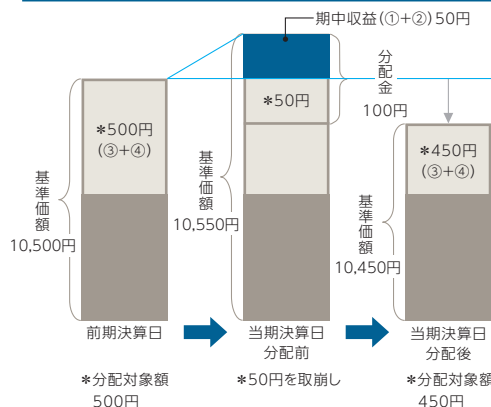
投資信託で
分配金が支払われる
イメージ



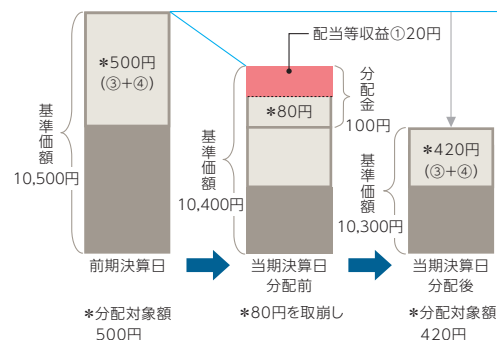
- 3 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資信託は、当期の収益の他に、ファンドの設定から当期以前の期間に発生して分配されなかった過去の収益の繰越分等からも分配することができます。

前期決算から基準価額が上昇
当期計算期間の収益がプラスの場合



前期決算から基準価額が下落
当期計算期間の収益がマイナスの場合



※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド

追加型投信／海外／債券

商品の内容やお申込みの詳細については

委託会社	フィデリティ投信株式会社
インターネットホームページ	https://www.fidelity.co.jp/
フリーコール	0120-00-8051 受付時間:営業日の午前9時～午後5時
留意点	ご購入およびご換金の受付については、原則として、毎営業日(ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合は除きます。)の午後3時まで受け付けます。

その他のファンド概要

設定日	1998年4月1日
信託期間	原則として無期限
ベンチマーク	ICE BofA USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算)
収益分配	毎月22日(ただし休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づき分配を行ないます。 ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金制限	ご購入代金の支払開始日は原則として換金申込受付日より5営業日目以降になります。 ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超えるご購入はできません。また、大口のご換金には別途制限を設ける場合があります。

ファンドに係る費用・税金

購入時手数料	3.30%(税抜3.00%)を上限として販売会社がそれぞれ定める料率とします。
換金時手数料	なし
運用管理費用(信託報酬)	純資産総額に対し年率1.738%(税抜1.58%)
その他費用・手数料	・組入価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等がファンドより支払われます。(運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示できません。) ・法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等がファンドより差し引かれます。(ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とします。)
税金	原則として、収益分配時の普通分配金ならびにご換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 税法が改正された場合等には、上記内容が変更になる場合があります。
信託財産留保額	なし

※当該手数料・費用等の上限額および合計額については、お申込み金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
※課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA」の適用対象です。
※ファンドに係る費用・税金の詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

委託会社、その他の関係法人

委託会社	フィデリティ投信株式会社 【金融商品取引業者】関東財務局長(金商)第388号 【加入協会】一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 信託財産の運用指図などを行ないます。
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示・連絡などを行ないます。
運用の委託先	フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシー(所在地:米国) 委託会社よりファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けて、マザーファンドの運用の指図を行ないます。
販売会社	販売会社につきましては、委託会社のホームページ(アドレス: https://www.fidelity.co.jp/)をご参照または、フリーコール:0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)までお問い合わせいただけます。 ファンドの募集の取扱い、一部解約の実行の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金・償還金・一部解約金の支払などを行ないます。

- 当資料はフィデリティ投信によって作成された最終投資家向けの投資信託商品販売用資料です。投資信託のお申込みに関しては、以下の点をご理解いただき、投資の判断はお客様ご自身の責任においてなさいますようお願い申し上げます。なお、当社は投資信託の販売について投資家の方の契約の相手方とはなりません。
- 投資信託は、預金または保険契約でないため、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。また、金融機関の預貯金と異なり、元本および利息の保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合、証券会社と異なり、投資者保護基金に加入していません。
- 「フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド」が投資を行なうマザーファンドは、主として米ドル建て高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を投資対象としていますが、株式を含むその他の有価証券に投資することもあります。
- ファンドの基準価額は、組み入れた債券および株式やその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた債券および株式やその他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化および

- それらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。特にハイ・イールド・ボンドについては上位に格付けされた債券に比べて、利払い・元本返済の不履行または遅延等のいわゆるデフォルト・リスクが高い傾向にあります。すなわち、保有期間中もしくは売却時の投資信託の価額はご購入時の価額を下回ることもあり、これに伴うリスクはお客様ご自身のご負担となります。
- ご購入の際は投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお読みいただきますので、必ずお受取りのうえ内容をよくお読みください。
 - 投資信託説明書(交付目論見書)については、販売会社またはフィデリティ投信までお問い合わせください。なお、当ファンドの販売会社につきましては以下のホームページ(<https://www.fidelity.co.jp/>)をご参照ください。
 - 当資料に記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。また、いずれも将来の傾向、数値、運用結果等を保証もしくは示唆するものではありません。
 - 当資料にかかわる一切の権利は引用部分を除き当社に属し、いかなる目的であれ当資料の一部又は全部の無断での使用・複製は固くお断りいたします。

■フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド 販売会社情報一覧(順不同)

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第6号	○	○		
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○	
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○		○	
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○		○	
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○			
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○		○	
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○		○	
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○			
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○	
株式会社SMBC信託銀行 ※一般社団法人投資信託協会にも加入	登録金融機関	関東財務局長(登金)第653号	○	○		○
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○		○	
OKB証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第191号	○			
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第52号	○	○	○	
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○			
株式会社神奈川銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第55号	○			
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第117号	○		○	
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○			
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○			
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第56号	○			
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○		○	
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○		○	
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○			
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第5号	○		○	
七十七証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第37号	○			
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○	
株式会社十八銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第2号	○			
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	○		○	
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	○			
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○			
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○		○	
株式会社新生銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○			
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○			
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○	○
ソニー生命保険株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第532号	○			
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第61号	○			
株式会社第四銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○		○	
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第6号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	○			
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第36号	○			
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○
株式会社長崎銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第11号	○			
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○			
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○		○	
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第21号	○	○		
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第50号	○			○
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○			
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○		○	
株式会社豊和銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第7号	○			

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	○			
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○		○	
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・ コーポレーション・リミテッド(香港上海銀行)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第105号	○		○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
株式会社三重銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第11号	○			
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○		○	○
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第54号	○		○	○
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第180号	○	○		
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○			
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○		○	
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○	○	○	
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○			
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○			

* 上記情報は当資料作成時点のものであり、今後変更されることがあります。
販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

IM200722-2 CSIS200722-1

資料中グラフの注記に別途記載ない場合は以下の指数を使用しています。
米国ハイ・イールド債券はICE BofA USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス。